

令和5年度第4回山形地方最低賃金審議会議事録

1 日 時 令和5年9月5日（火）午前10時00分～午前10時45分

2 場 所 山形労働局大会議室（山形市香澄町3-2-1 山交ビル3階）

3 出席者 委員11名

公益 押野委員、コーエンズ委員、村山委員

労働者側 石川委員、遠藤委員、柿崎委員、西部委員

使用者側 岩田委員、太沼委員、鈴木委員、丹委員

【欠席】公益・本間委員、丸山委員、労働者側・大類委員、使用者側・太田委員

（事務局） 小林労働局長、富田労働基準部長、高橋賃金室長、
那須地方賃金指導官、丹野事務官

4 議 題

（1）山形県最低賃金の改正決定に関する異議の取扱いについて（諮問・答申）

（2）山形県特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性について（答申）

（3）山形県特定（産業別）最低賃金の改正決定について（諮問）

（4）その他

5 議事経過

○村山会長

ただ今から、第4回山形地方最低賃金審議会を開催いたします。本日はお忙しいところご出席いただき、ありがとうございます。はじめに、事務局から本日の出席者の状況及び審議の前に報告することがありましたらお願いいたします。

○事務局：高橋

本日は、公益の本間委員と丸山委員、労働者側の大類委員、使用者側の太田委員が欠席されておりますが、公益委員3名、労働者側委員4名、使用者側委員4名、計11名の出席がございますので、最低賃金審議会令第5条第2項で規定する定足数を満たし、本審議会が有効に成立していることをご報告いたします。本日の審議会は公開での開催でございます。傍聴の方と報道機関の取材記者の方が入っております。カメラ撮影については冒頭の部分と答申文、諮問文の受渡しの場면을許可しております。

○村山会長

それでは、議事に先立って、全国の地域別最低賃金の答申状況について事務局から報告してください。

○事務局：高橋

全国の答申状況でございます。全国加重平均は1,004円となりました。1,000円超えは、昨年までの東京、神奈川、大阪に、このたび埼玉、愛知、千葉、京都、兵庫が加わり8都府県となりました。今回、特にCランク県で大幅に上積みしたところが多く、5円以上上積みしたのが12県ございました。裏面に上積み額と引上げ額を載せておりますので参考にご覧

いただければと思います。最高額 1,113 円と最低額 893 円の比率は、79.6%から 80.2%と 9 年連続で改善しておりますが、差額としては 219 円から 220 円と 1 円広がりました。最高額と山形県の関係では、比率は 79.7%から 80.9%に改善し、差額は 218 円から 213 円と 5 円縮小しております。山形と同じ 900 円は福島、鳥取、佐賀でありまして 32 位グループとなりました。以上のような状況でございます。

○村山会長

ただ今の説明につきまして、何かご質問等がございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、ここから議事の（１）山形県最低賃金の改正決定に関する異議の取扱いについてに入ります。はじめに、8 月 18 日の当審議会の答申に関する異議の申出について、事務局から報告してください。

○事務局：高橋

答申を頂いた後、その要旨を公示いたしましたところ、8 月 31 日に山形県労働組合総連合議長と山形県医療労働組合連合会執行委員長の連名で異議の申出がございました。配付資料の 1 ページに異議申出書の写しを付けております。なお、本日の審議に資するため、委員の皆様には事前にお示したところでございます。

○村山会長

それでは、8 月 18 日の当審議会の答申に関する異議の申出がありましたので、山形労働局長から異議の取扱いに関する諮問を受けることといたします。報道機関の皆様には、諮問文の受渡しの場面の撮影を許可いたします。なお、委員の皆様には諮問文の写しをあらかじめ配付してございます。

○小林労働局長

山形地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について諮問いたします。山形県労働組合総連合議長及び山形県医療労働組合連合会執行委員長から、別添のとおり最低賃金法第 11 条第 2 項に基づく異議の申出がありましたので、貴審議会の意見を求めます。

○村山会長

それでは、これより審議に移ります。異議申出の内容について事務局から説明してください。

○事務局：高橋

それでは、資料 1 ページをご覧くださいと思います。山形県労働組合総連合議長と山形県医療労働組合連合会執行委員長の連名で異議申出書の提出がございました。前文を要約いたしますと、山形県最低賃金を時間額 900 円とすべき旨を答申したことに対して、敬意と感謝を申し述べる。答申は、目安額に 7 円を上積みし東京との格差を 5 円縮め、隣県との格差を解消し、大きく評価できる。しかしながら、答申額は不十分と言わざるを得ない。私たちの意見を改定額に反映させるよう再審議を要望する。異議申出の趣旨 3 点を読み上げます。1 山形地方最低賃金を時間額 1,500 円としてください。あるいは、時間額 1,000 円とし、さらに 1,500 円に引き上げるための計画を示してください。2 これに伴い、例えば賃金が時給あるいは時給換算で 1,000 円ないしは 1,500 円に満たない労働者の人数および現在の賃金水準の推計等から、時間額 1,000 円ないしは 1,500 円とした場合の引上げ総額を推計し、こ

れに見合う十分な中小企業支援を行うことなど、必要な中小企業支援の内容と規模を示し国に求めてください。3 労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする最低賃金法第1条の趣旨にのっとり、異議申出の理由を下記のとおり申し添えます。異議申出の理由を要約しますと、1 若者が自立できる賃金水準を最低賃金額とすべき。最低生計費試算調査結果によれば、若者が自立して生活するのに必要な賃金は、年1,800時間、月150時間の労働を前提とすれば時給1,700円程度。当面せめてもの目標として時給1,500円を求める。2 望めば子どもを産み育てられる賃金水準を確保すべき。子どもを育てられる賃金がなければ、安心して子どもを産む選択は難しく、人口減少を食い止める効果的な対策とならない。3 人口流出を実際に止められる可能性のある賃金水準を確保すべき。深刻な人口減少は、少子化に加え、人口流出が続いているから。山形県内で誰もが生活できる賃金を手に入れることができれば、人口流出は大きく歯止めがかかると予想できる。4 医療・介護労働者の賃上げ・地域間格差解消の必要性。医療・介護労働者の賃金は、医療機関や施設によって決められるため地域の最低賃金額に連動し、地域間での格差を生んでいる。介護職では、月額186,735円・時給880円という状況で、全国平均月額212,059円・時給999円より低額。看護師についても地域間格差が大きく、人材流出の要因のひとつとなっている。格差是正を行わなければ医療・介護労働者の人手不足・地域間偏在は解決できない。5 審議の公開について。専門部会が一部公開されたことは重要な前進だが、労使の主張額や理由などは十分にはわからず、あるべき最低賃金額がどのように認識され議論されているかも不明であり、公開の程度は依然として不十分。以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○村山会長

それでは、異議申出について、各委員からご意見を伺います。初めに労働者側委員からお願いいたします。

○労働者側：石川委員

私どもも労働組合なので、納得、賛同できる部分はございますが、最低賃金法第9条第2項において、最低賃金は、労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して決定されるべきと条文にございます。今年は6回の専門部会を開催し、物価高、さらに支払の厳しい中小企業の皆さんの声を十分お伺いしながら、熟慮して、慎重に審議を重ねてまいりました。そのことを踏まえ、急に1,500円はいかかなものかと。ご存じのとおり山形県は900円になりました。隣県の福島県と同額です。東京都との差も縮まりました。Cランクの中でも、佐賀県に次ぐ目安プラス7円と非常に大きい額での結審となっております。その辺を総合的に鑑みると、申し訳ないのですが今回の異議申出については却下が妥当ではないのかと考えております。

○村山会長

続いて、使用者側委員お願いします。

○使用者側：丹委員

最初に申し上げておきますけれども、私どもは審議会場で引上げ額について反対をした立場でございます。それを踏まえたとしても、石川委員からも発言がありましたとおり、6回の審議を尽くし、必ずしも満足した結果ではないにしろ、審議の結果採決してこういう結論を得たわけです。その点については、覆すことはできないものと思っております。申出について

は、一定程度私たちの主張、論議の結果を評価していただいておりますところは歓迎します。異議申出の理由について、私ども使用者側代表といたしましても理想に近づけていきたいという思いは持っております。それを一気に実現することは困難でしょうけれども、今後も努力を継続していくということを申し上げまして、今回の申出については却下が妥当だと考えます。

○村山会長

公益委員からご意見がございましたか。私から、これは会長の立場を離れて一公益委員として申出の趣旨に若干意見を述べさせていただきます。まず1点目、1,500円までの引上げ計画をというご指摘ですが、将来にわたって最低賃金制度をどのようにしていくかといった、優れて政策的な問題でありまして基本的には国民に対して政治的責任を負っている国会ないし内閣において議論されるべき事柄であると考えます。この審議会がとやかく言うのは筋が違うと考えております。ご承知のとおり、先週、岸田首相が2030年代半ばまでに1,500円を目指す旨の発言をされています。これが契機となって、政治部門において大いに議論がなされることを期待したいと思っております。それから、2点目、中小企業支援の内容と規模を示すようにという申出であります。これは支援策の具体的内容、規模まで策定するのは当審議会の能力と権限を超えているものであって困難であると考えます。これも支援を必要とする側が政治部門に働きかけをするものであろうと、それが筋であろうと考えます。以上、2点私の方から付け加えさせていただきます。他にご意見のある委員はいらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、8月18日の答申につきましては、労働者側、使用者側の委員からありまして、三者の意見を踏まえ、十分に審議した上で出した結論であります。このたびの異議申出の内容に関わる部分につきましても議論を尽くしたものと考えておりますので、本審議会の答申どおり決定することが適当であると考えますが、委員の皆様いかがでしょうか。（「異議なし」の声。）全員異議がないものと認めます。それでは、全会一致で本審議会の答申どおりとすることを決定いたしましたので、その旨、山形労働局長に答申することといたします。答申文案作成のため時間を取りますが、どれくらい必要でしょうか。

○事務局：高橋

5分程度頂戴できればと思います。

○村山会長

それでは、答申文案ができるまで若干休憩といたします。

（ 休 憩 ）

それでは、審議を再開いたします。答申文案の内容確認のため、事務局において読み上げてください。

○事務局：高橋

標題以下について読み上げます。当最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について答申。令和5年9月5日貴職から、8月18日付け山形県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する山形県労働組合総連合議長荻原圭子及び山形県医療労働組合連合会執行委員長渡辺勇仁からの異議申出について意見を求められたので、慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。記、令和5年8月18日付け答申どおり決定することが適当である。以上でございます。

○村山会長

ただ今、読み上げられた答申文案について、委員の皆様からご異議などございませんでしょうか。（「異議なし」の声。）異議がないようですので、この内容で山形労働局長に答申することといたします。報道機関の皆様、答申文の受渡しの場面の撮影を許可いたします。答申します。

○小林労働局長

早速のご審議により答申をいただきまして、誠にありがとうございました。

○村山会長

それでは、今後の事務手続の流れについて事務局から説明してください。

○事務局：高橋

ただ今、異議申出についての答申を頂きましたので、直ちに官報公示の手続を進めることといたします。9月14日付けの官報に登載され、10月14日効力発生となる見通しでございます。

○村山会長

ただ今の説明について、何かご質問等がありますでしょうか。よろしいですね。それでは、ここから議事の（2）特定最低賃金の改正決定の必要性についての審議に入ります。前回も審議いたしましたが、引き続き審議を行います。前回、労働者側からご意見を頂いたところでありますが、何か付け加えることがあればお願いいたします。

○労働者側：石川委員

前回、第3回本審議会において、丹委員の方から大きく2点お話を頂戴しております。地域別最低賃金の大幅な引き上げにより、業種によっては特定最低賃金が埋没してしまうのではないかと、もう1点は何を根拠に基幹的労働者と位置付けるのか理解できない部分が以前からあるというお話を賜っております。埋没の件につきましては、該当する産業は他3業種とは異なり、労使間で企業内最低賃金を締結し適用を受ける者が当該地区内労働者の2割強、その他に機関決定、個別合意を含めて、過半数を超える人数で申出をさせていただいております。正しく明確なイニシアティブが発揮されていると、企業内最低賃金は企業内の賃金の底支え、適用者の生活の安心安定、また、企業における人材確保、産業の発展に寄与することを強く意識し慎重に議論すべきでないかと考えております。もし万が一、必要性の疑義が払拭できない場合は、当該産業労使の意見を十分踏まえる審議が必要であろう。参考人招集や当該産業の労使が入った場で必要性を審議する必要があるのではないかと考えます。基幹的労働者につきましては、最低賃金決定要覧の方に18歳未満又は65歳以上の者、雇入れ6か月未満の者であって技能習得中のもの、業種によってですけど清掃片付け、賄い又は手作業による梱包作業や袋詰め、塗装、部品差しなどの労働者は除くと記載がございます。それ以外の労働者、要するに山形県における当該産業を支える特別な能力や技術、資格を有している労働者を指しておると認識しております。前回も申し上げておりますけども、特定最低賃金につきましては、当該産業における労働条件の向上又は事業の公正競争をより高いレベルで確保すること、産業ごとの企業横断的な最低賃金水準を決定する役割を果たしております。これは地域別最低賃金との優位性確保が課題となる現在でも普遍的な部分でございます。

労働力の流出や人材確保困難など諸事情を鑑みれば、むしろ特定最低賃金の意義や必要性は高まってきているのではないかと考えます。当該産業労使のイニシアティブの発揮に向けて真摯な議論を尽くしてまいりたいと思っておりますので是非よろしくお願い申し上げます。

○村山会長

続きまして、使用者側からご意見をお願いいたします。

○使用者側：丹委員

使用者側は前回留保させていただきました。石川委員から指摘あったとおり、基本的な考えは変わっておりません。今後、最低賃金制度がどうなるのか不透明な部分はありますけれども、先ほど会長の発言にもありましたとおり、首相の2030年代半ばで1,500円をとという発言にみられるとおり、毎年今年並み、あるいは今年以上の目安額の提示、上げが求められることになる可能性もございます。そういった中で特定最低賃金の持つ役割や意味は年々薄れてくるのだらうと思います。先ほど、労働者側が特定資格あるいは特別な技術を持った方々の集団とおっしゃっていましたが、例えば、労使春季交渉においても産業別の考え方というのは、要求の仕方も含めて年々変わってきているのだと思います。そういった流れも踏まえまして、特定最低賃金の在り方ということについてもこれから考えていかなければならないということは強調しておきたいと思っております。その上で、これまで特定最低賃金について労使が議論を重ねてきた歴史も踏まえて、今回、特定最低賃金の4部会の審議には応じさせていただきますと考えています。

○村山会長

ほかの委員の皆様、ご意見ございますでしょうか。よろしいですか。必要性に関する答申につきましては、原則として全会一致という運用がなされているところであります。使用者側も必要性に関する答申に異議はないという趣旨で理解いたしました。そういう理解でよろしいですね。（「異議なし」の声。）それでは、諮問を受けました四件の特定最低賃金改正の必要性については、全会一致で必要性有りということをご答申したいと思っております。答申文案作成のため一旦休憩とします。

（ 休 憩 ）

それでは、審議を再開いたします。答申文案の内容確認のため、事務局のほうで読み上げててください。

○事務局：高橋

それでは読み上げます。令和5年9月5日、山形労働局長小林学殿。山形地方最低賃金審議会会長村山永。山形県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について答申。当審議会は、令和5年8月18日付け山形労発基0818第1号をもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった山形県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議を重ねた結果、山形県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。二つ目でございます。標題以下を読み上げます。山形県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正

決定の必要性の有無について答申。当審議会は、令和5年8月18日付け山形労発基0818第2号をもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった山形県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議を重ねた結果、山形県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。三つ目でございます。山形県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について答申。当審議会は、令和5年8月18日付け山形労発基0818第3号をもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった山形県自動車・同附属品製造業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議を重ねた結果、山形県自動車・同附属品製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。四つ目でございます。山形県自動車整備業最低賃金の改正決定の必要性の有無について答申。当審議会は、令和5年8月18日付け山形労発基0818第4号をもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった山形県自動車整備業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議を重ねた結果、山形県自動車整備業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。以上でございます。

○村山会長

ただ今、読み上げていただきました答申文案の内容について、委員の皆様から何かご意見ございますでしょうか。よろしいですね。それでは、この内容で山形労働局長に答申することといたします。報道機関の皆様、答申文の受渡しの場面の撮影を許可いたします。答申します。

○小林労働局長

ありがとうございます。

○村山会長

それでは、ここで山形労働局長からご挨拶をいただきます。

○小林労働局長

ただ今、四件の山形県特定最低賃金の改正につきまして、必要性有りとの答申をいただきまして、ありがとうございます。ただ今の四件の山形県特定最低賃金について、一括して金額改正の諮問をさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○村山会長

それでは、引続き、山形労働局長から山形県特定最低賃金の改正決定について諮問を受けることといたします。事務局は諮問文の写しを配付してください。

○小林労働局長

特定最低賃金の改正決定について諮問いたします。最低賃金法第15条第2項の規定に基づき、山形県特定最低賃金四件の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

○村山会長

ただ今、四件の特定最低賃金の金額改正について諮問を受けましたので、最低賃金法第25

条第2項により、専門部会を設置することになります。専門部会の委員の任命について事務局から説明してください。

○事務局：高橋

ただ今、山形労働局長から特定最低賃金の改正決定について諮問がなされましたので、最低賃金法第25条第2項及び当審議会運営規程第4条の規定に基づきまして、四つの業種ごとに専門部会を設置することとなります。つきましては、専門部会委員の推薦を募り、推薦のあった方の中から労使各3名の委員を任命いたします。公益委員については本審議会委員の中から3名を任命することとなります。

○村山会長

専門部会に関するただ今の説明についてご質問はございますでしょうか。次に、特定最低賃金の改正の効力発生日についてであります。これまで確認してきましたとおり、本年の12月25日としたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。（「異議なし」の声。）ご異議がないようですので、発効日を12月25日と設定いたします。後ほど事務局から説明がありますが、官報公示手続等のため、労働局長に対する答申の期限が10月25日となります。各産業別の審議日程については、第1回合同専門部会で正式に決定することになりますが、労使各側委員及び推薦された業界からの代表委員には、大変タイトな日程での審議をお願いすることになります。特段のご配慮をいただきますよう、よろしく願いいたします。それでは、日程について事務局から説明してください。

○事務局：高橋

審議日程について申し上げます。まず、最低賃金法第25条第5項の規定に基づきまして、関係労使からの意見聴取に関する公示を本日から9月26日まで行いまして関係労使からの意見を募ります。次に、特定最低賃金専門部会の開催日程についてでございますが、第1回専門部会については、例年どおり四つの部会合同で開催したいと考えておりまして、9月下旬で調整中でございます。なお、答申をいただく本審議会についてですが、先ほど村山会長からございましたように、発効日との関係で開催日程が限られてまいりますので、あらかじめ委員の皆様のご都合を確認させていただきました。調整しました結果、10月24日火曜日午前10時からの開催をご提案申し上げます。

○村山会長

それでは、次回の審議会でありまして、ただ今の説明のとおり10月24日火曜日午前10時から開催することを確認したいと思っておりますが、よろしいですね。続いて、合同専門部会と次回の本審議会についてですが、共に公開で行いたいと考えております。この件についてご意見はございませんでしょうか。特にご意見がないようですので、9月下旬に開催する合同専門部会と10月24日に開催する第5回本審議会は、いずれも公開で行うことといたしたいと思っております。本日予定していた議事はこれで全てですが、ほかに何かこの場でご発言はございませんでしょうか。ないようですので、本日の審議会はこれで終了とさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。